

千葉県こども病院

登録医制度のご案内



登録医制度について

千葉県こども病院では、地域医療支援病院として、地域の皆様と機能分担を明確にし、連携を密にして地域の小児医療水準の向上を図ることを目的として、「登録医制度」を実施いたしております。

連携内容

《紹介・逆紹介》

登録医からの紹介患者さんに対する外来診療及び入院の対応を迅速に行うように努めます。紹介登録医への逆紹介を推進します。

《共同診療》

登録医は、紹介患者さんの診療及び手術に参加することができます。

《高度診療機器の利用》

登録医は、当院の医療機器(MRI、CT)の利用ができます。

《当院設備の利用》

登録医は、当院の図書室を利用することができます。

《諸記録の閲覧》

登録医は、紹介患者さんのカルテの閲覧をすることができます。

《研修等》

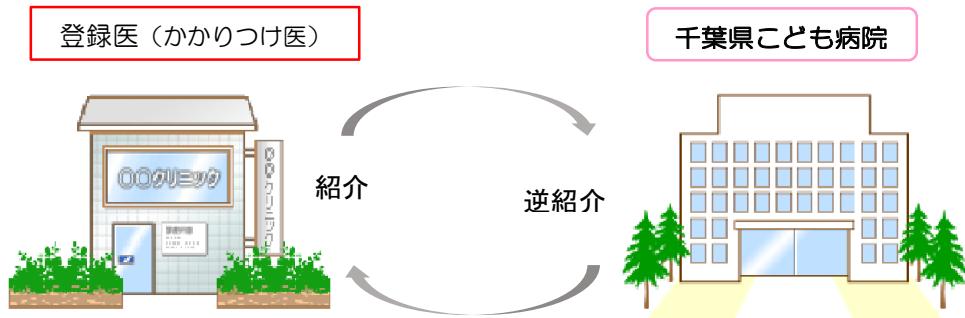
登録医は、当院で開催されます症例研究会、各種研修会等に参加することができます。

【登録医のお申込み方法】

1. 「登録医療機関申請書」にご記入のうえ、千葉県こども病院 地域医療連携室へご提出ください。
2. 院内手続き終了後「登録医証」を送付させていただきます。

【登録期間】

登録期間は2年です。双方に意義がなければ自動的に継続となります。



【お問い合わせ】

登録医制度のお申込みは、地域医療連携室までご連絡ください

千葉県こども病院 地域医療連携室

〒266-0007 千葉県千葉市緑区辻田町 579-1

TEL 043-292-2111

FAX 043-292-5401

受付時間 平日 8:30~17:15